

# 厚生常任委員会

平成27年12月9日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小林 誠	○井上 卓也	伴 吉晴
平川 理恵	濱 眞理子	奥村 容子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	中原 潤	同 課 長 補 佐	福田 善行
国保医療課長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	北 典子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	浦野 歩美	住 民 課 長	安藤 容子

## 3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 濱委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、濱委員、奥村委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案について、（1）議案第49号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第49号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

恐れ入りますが、初めに、議案書末尾の条例（要旨）をごらんいただけますでしょうか。

それでは、本条例の内容につきまして、要旨によりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

この斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の運営に関する基準につきまして、本条例を定めるものでございます。

主な制定内容でございますけれども、第1章、第1条から第3条につきましてでございますが、この部分につきましては総則でありまして、この条例の趣旨、用語の定義、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の一般原則について定めるものでございます。個々の基準につきましては、国の示す基準を町の基準としておりますけれども、町独自の基準といたしましては、第3条第5項におきまして、斑鳩町暴力団排除条例により暴力団排除に関する規定を設けております。

第2章、第4条から第36条につきましてでございますが、この部分につきましては、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものであり、3節で構成しております。

第1節、第4条では、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めるものでございます。

第2節、第5条から第34条につきましては、内容及び手続きの説明及び同意、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等、あつせん、調整及び要請に対する協力、受給資格等の確認、支給認定の申請に係る援助、心身の状況等の把握、小学校等との連携、教育・保育の提供の記録、利用者負担額等の受領、施設型給付費等の額に係る通知等、特定教育・保育の取扱方針、特定教育・保育に関する評価等、相談及び援助、緊急時等の対応、支給認定保護者に関する町への通知、運営規定、勤務体制の確保等、定員の遵守、掲示、支給認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等、事故発生の防止及び発生時の対応、会計の区分、記録の整備など、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものでございます。

第3節、第35条から第36条につきましては、特例施設型給付費に

関する基準を定めるものでございます。

第3章、第37条から第52条につきましては、特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めるものであり、3節で構成しております。

第1節、第37条につきましては、特定地域型保育事業であります家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型及び居宅訪問型保育事業につきまして、利用定員を定めるものでございます。

第2節、第38条から第50条につきましては、特定地域型保育事業の運営において、内容及び手続きの説明及び同意、正当な理由のない提供拒否の禁止等、あっせん、調整及び要請に対する協力、心身の状況等の把握、特定教育・保育施設等との連携、利用者負担額等の受領、特定地域型保育の取扱方針、特定地域型保育に関する評価等、運営規程、勤務体制の確保等、定員の遵守、記録の整備など、運営に関する基準を定めるものでございます。

第3節、第51条から第52条につきましては、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の基準を定めるものでございます。

最後に、施行期日でございますけれども、平成28年4月1日から施行をいたします。

以上、議案第49号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 すみません、教えていただきたいんですけれども、この幼稚園とか、保育所とかですけれども、中に、事業所内の保育事業っていうのもありますけれども、町内ではこういうところっていうのはあるんですか。

福祉課長 現在のところ、ございません。

委員長 ほかに質疑ございませんか。 平川委員。

平川委員 この条例を定めて、今後、具体的に何かこう、開設をしようとされている業者さんとかいらっしゃるんですか。もし情報がありましたら。

福祉課長 現在の段階では、申し出されている業者さんはございません。

委員長 ほかに、委員の皆さま、質疑。 奥村委員。

奥村委員 この中で、第3条の4番のところに、「特定教育・保育施設等は」とありますが、「子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行う」とありますが、この責任者ってというのは、どの立場の人が責任者になれるのでしょうか。

福祉課長 それぞれの保育園等の総責任者となりますので、園長等がその責任者になると考えられます。

委員長 伴委員。

伴委員 ちょっとこれ、ようわかりませんねけどね、結局、今まであったいろいろな施設、保育施設とか、幼稚園とか、保育園とかありましたわな。それで、今回、これ、こういう形になってくるのは、今までちょっと耳慣れないようなこの施設の名前が、こう、ありますねけど、このあたりが今後認められたからこういうような条例制定の方向に、これ、なったんかなというような格好で見せていただいていますねけど、町として、ちょっと同じような質問なんですけど、これがどう絡んでくるのか、今後やはりこういうような新しい施設いうのはどんどんできてくるんだろうと、こういうふうに思われているのか、これ、どんな。斑鳩町ってどうでんねやろ、これ。

福祉課長 今後ですね、やはり、保護者等いろいろな需要、いろいろな、多種多様な希望等が出てくる中で、また、保育所等の需要が伸びていくと考えられていく中で、さまざまなタイプの保育の施設、事業所内の保育でありますとか、家庭的、ごく少人数の保育であるとか、そういった形態も考えられることから、現在、こういった条例を定めまして、まず、認可的には、この保育園とか幼稚園等は県が認可するんですけども、そのあとですね、この条例を用いまして、各市町村が、運営基準ですね、運営する上の基準を確認をさせていただきます。その県の認可と市町村のこの確認事項がそろった段階で公的な給付が受けられるっていう条例になります。伴委員がおっしゃられますように、今後新たな形態が出てくるのが考えられますので、現段階でこういった条例を整備するものでございます。

委員長 奥村委員。

奥村委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、第5条の重要事項のところでございますけれども、この理由を、申込者の同意を得なければならないという重要事項のところですけども、この同意の求め方っていうのはどのような求め方をなさるのか。文書として取り交わしをなさると思うんですけども、利用申込者お一人お一人としっかりと重要事項を示し合わせながら同意を求められるのか、それとももう全体的に配布しただけで同意を求められるのか。どのような同意の求め方をなさるのか、その点、教えていただきたいと思います。

福祉課長 すみません、ただいまのご質問ですけども、この第5条の第5項のところですね、「文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない」となっておりますので、この方法により利用者の方に同意をもらうという形になると思います。

奥村委員 といいますことは、文書により同意を求められて、先、捺印をされて

という形になるのでしょうか。

福祉課長 そういった形、文書の場合はそうなるかもしれませんが、電磁的方法になりますので、サインでありますとか、ということも考えられると思います。

奥村委員 ありがとうございます。

それともう1つ、この16条のところでございますけれども、16条のところ、特定教育・保育に関する評価等っていうところがあるんですが、「評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し」とあるんですけれども、この外部の者による評価っていうのは、例えば、どういう方っていうか、有識者であったり、第三者委員であったり、そういう方のことを外部の方と指すのでしょうか。

福祉課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

奥村委員 そうしたら、有識者ということなんですね。ありがとうございます。

委員長 ほかに質疑・ご意見、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第50号 斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例についてと、(4) 番の議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は関連するものですので、一括議題といたします。

なお、各課報告事項の(2)の斑鳩町認知症総合対策推進事業実施要綱についても関連いたしますので、合わせてご説明をお願いいたします。理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第50号 斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長 条例の説明に入ります前に、資料1をもとに、認知症初期集中支援チーム検討委員会とはどういうものなのかをまず簡単に説明をさせていただきたいと思っております。資料1です。よろしく願いいたします。

認知症初期集中支援チーム検討委員会は、認知症に関する専門家を含み、保健・福祉・医療の専門家で構成する委員会で、その業務内容につきましては、資料の下の部分でございますけれども、ここに示されている、初期の認知症の高齢者等の対応に当たる認知症初期集中支援チームの設置に関すること及び支援チームの活動について検討を行うこととされております。また、一番下のところに検討内容の例が示されておりますけれども、地域での認知症施策はどうあるべきか等、認知症の事業を推進していくための合意の場として役割を担っております。

それでは、本条例の内容につきまして、議案書末尾に添付しております要旨により説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。



主な制定内容でございますけれども、第1条関係、設置及び目的では、斑鳩町認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況について検討し、地域の関係機関及び団体と一体的に認知症施策を推進するため、斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置するとしております。

第2条関係、所掌事務でございますが、①支援チームの設置及び活動状況に関する事、②地域の関係機関及び団体との連絡調整に関する事、③町の認知症施策及び実施状況に関する事、④前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事としております。

第4条関係、組織では、委員数は11人以内とし、委員の構成は、医師または歯科医師、保健師または看護師、介護支援専門員、斑鳩町地域包括支援センターの職員、医療、保健または福祉に関し学識経験を有する者の中から町長が委員を委嘱するとしております。

第5条関係、任期についてであります。委員の任期は、3年としております。

最後に、施行期日についてであります。公布の日から施行するものとしております。

以上が、議案第50号 斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例についての内容でございます。委員皆さまにはよろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書のほうを朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

福祉課長

末尾に添付をさせていただいております要旨をもちまして説明をさせていただきます。

先ほど議案第50号でご説明をさせていただきました斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置することに伴い、当委員会の委員に

支払う報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、別表に認知症初期集中支援チーム検討委員会の委員の報酬等を加えるものであります。報酬金額については、日額5,000円、旅費の額につきましては、鉄道等の費用については実費を、日当については3,000円、宿泊料について、甲地区については14,800円、乙地区については13,300円とするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものといたします。

以上、付託議案（4）議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまにはよろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、先ほどの議案第50号 斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例についてに関連する部分につきまして、各課報告事項（2）番、斑鳩町認知症総合対策推進事業実施要綱について、ご説明を申し上げます。恐れ入りますけれども、資料2をごらんいただけますでしょうか。資料2の3枚目に添付をさせていただいております要旨をもちまして説明をさせていただきます。

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、町内に居住する認知症の人及びその家族に対する支援といたしまして、本町が実施する斑鳩町認知症総合対策推進事業について必要な事項を定めるものであります。

主な制定内容といたしましては、第1条関係、目的についてであります。国が定める地域支援事業実施要綱に基づきまして、本町が斑鳩町認知症総合対策推進事業を実施することにより、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、町内に居住する認知症の人及びその家族に対し、医療、介護及び生活支援サービスを効果的に提供できる支援体制の構築を図ることを目的としております。

次に、第2条関係、実施主体であります。事業の実施主体は、斑鳩町としております。ただし、事業を他に委託することにより適切な事業運営が確保できると認められるときは、全部または一部を委託することができるかと規定しております。

次に、第3条関係、実施事業であります。1、認知症に係る医療機関、介護サービス提供機関及び支援機関等の連携及び調整等に関すること、2、認知症の人等に対する適切な支援の検討及び実施に関すること、3、認知症の人等に対する支援のための情報の収集及び提供に関すること、4、認知症の人等に対する支援のための研修会、交流会及び事例検討会等の実施に関すること、5、前各号に掲げるもののほか、認知症の人等に対する支援について必要な事項に関することとしております。

次に、第4条関係、認知症地域支援推進員の配置についてであります。

第4条の内容を説明をさせていただきます前に、認知症地域支援推進員とはどういうものかにつきまして、この資料2の末尾のページに添付をさせていただきます図により説明をさせていただきますと思います。資料の最上部、四角囲みの2つ目の○の部分とですね、図の左下部分におきまして、認知症地域支援推進員の業務内容等について示されております。認知症地域支援推進員は、保健師や看護師等の資格を持った者なることができ、地域包括支援センター等に配置し、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症施策や事業の企画調整等を行う者でございます。

それでは、要旨に戻って説明を続けさせていただきますと思います。

第1項は、前条に規定する事業内容を円滑かつ効率的に実施するため、認知症地域支援推進員を配置するとしております。

第2項では、推進員になるための要件をあげております。要件につきましては、医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士または認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として町長が認める者としております。

次に、第5条関係、認知症初期集中支援チームであります。

第1項では、認知症初期集中支援チームの配置についてあげておりま

す。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の人等に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを配置するとしております。

第2項では、支援チームの業務内容をあげております。訪問支援対象者及びその家族に対する認知症の初期集中支援に関すること、認知症の専門的助言に関すること、斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会への報告に関すること、前各号に掲げるもののほか、認知症の初期集中支援に関することとしております。

第3項では、支援チームの組織・資格についてあげております。組織といたしましては、専門職2人以上及び専門医1人を置くこととし、専門職は、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士等の医療、保健または福祉に関する国家資格を有する者または認知症ケアまたは在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験がある者としております。専門医につきましては、認知症サポート医で、日本老年精神学会もしくは日本認知症学会から認定を受けた専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務として5年以上の臨床実験を有する医師としております。

第4項では、訪問支援対象者について規定しております。訪問支援対象者は、町内に在住する40歳以上の者で、在宅の認知症が疑われる者または認知症の者、医療サービスもしくは介護サービスを受けていない者または中断している者で、次のアからエのいずれかに該当する者としております。アは認知症疾患の臨床診断を受けていない者、イは継続的な医療サービスを受けていない者、ウは適切な介護サービスに結びついていない者、エは介護サービスを中断している者としております。また、前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める者としております。

最後に、施行期日でございますけれども、公布の日から施行するものとしております。

以上、斑鳩町認知症総合対策推進事業実施要綱の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 すみません、お願いします。早期認知症の発見というか、外からのね、取り組みということでは、自分の身の、これからのことも思いまして、大変ありがたい制度だと思っています。これまでもね、認知証についてのね、いろいろなやりとりさせていただいていますけども、初期集中支援チームの方々が、このちょっと表見た、この図ですね、見たんですけども、この方、この委員さんが直接この最初の行動っていうところでは、訪問をされるというふうに理解したらいいんでしょうか。この図。

福祉課長 この初期集中支援チームの、この方法といいますか、まずですね、地域でありますとか、地域包括支援センターが、地域の中で認知症と疑われる方等がですね、情報等、民生委員さん等々から出た場合ですね、このまず支援チームの対象者であるか、支援の対象者であるかというところから、該当すれば、まず、チームが動きます。チームが動きましてその人を訪問し、アセスメント等を行いですね、チーム員会議を開きまして、この方について、今後どういったサービスを提供したらいいのか、どういった医療に結びつけたらいいのか等を検討いたします。そういったチーム員が動いたものをですね、ある時期に検討委員会を開きまして、検討委員会の中で、妥当なそういったチーム員の判断になったか等々ですね、審議をいただくっていう形になります。

濱委員 そうしたら、チームの構成員は、先ほどいろいろありましたけども、お医者さんであったり、看護師さんであったり、いろいろですね。その方たち、11人ですけれども、その最初の、じゃあ訪問するのに、11人が全部そろって行くわけじゃもちろんないですね。1人とか、2人とかで行かれるんだと思いますけれども、そのときに、その相談者に合わせて相談、このチームの中のどういう、専門分野が少しずつ違うふうなので、どういうふうな方を派遣するかっていうのもこのチームの中で検討していかれるという、そういうような流れなんですか。

福祉課長　そうですね。現在、チーム員、想定しておりますのが大体12名、検討委員会は11名なんですけど、チーム員は12名を考えております。基本、3名程度を1チーム、このうちでいたしまして、4グループができることとなります。そういったチーム員がですね、医療関係者、福祉関係者、それと嘱託医の先生が入るわけですけれども、そういったチームがまず3名ぐらいで動くっていう形になります。

委員長　奥村委員。

奥村委員　すみません、この4番の訪問支援対象者の皆さんなんですけれども、対象、数多くいらっしゃると思うんです。大体、町として想定しておられる訪問支援対象者はどれぐらいいるっていうように想定しておられるんでしょうか。

福祉課長　現在、この初期集中支援チームが、先行している市町村で、お隣の三郷町さんが既に実施をしているんですけれども、現在、昨年度1年間では対象者の方は1桁程度であったということで、基本、支援対象者には認知症の医療にかかっている人はもう医師の診察受けておられますので、対象から外れてしまいますので、全く何にもかかわっていない方が対象者になってきますので、若干絞られてきているのかなと思います。ただ、潜在的に、認知症の方っていうのがたくさんおられる可能性がありますので、そういった方をどうやって発掘するかということか、見つけ出すというところが課題になってくるのではないかと考えております。

委員長　平川委員。

平川委員　ということは、本当の初期の人だけであって、既にもう介護の何かサービスを受けている方が、だんだん認知症って、こう、段階的に変わってくると思うんですけれども、そのあたりはもう既存の枠組みの中で対

応していくっていう。

福祉課長 そういった仕組みになります。

平川委員 医療関係者っていうことなんですけれども、お隣の三郷町もされているってことで、認知症の専門のお医者さんって数はそんなにいらっ  
しゃらないと思うんですけれども、その辺の確保の見込みっていうのは  
あるんでしょうか。

福祉課長 この斑鳩町を地域とする、地区のですね、認知症の医療疾患センター  
ってというのが、ハートランドしぎさんになります。ハートランドしぎさ  
んは、この広域7町でありますとか、この圏域のこういったサポート医  
等も養成しなければならないことになっておりまして、そちらのほうで、  
現在、3名のサポート医の資格を取られております。今後、さらにこの  
サポート医の数をふやすと聞いておりまして、その辺の確保の話等は、  
今、進めているところでございます。

平川委員 それと、初期集中支援チームのこの委員の構成なんですけれども、地  
域包括支援センターの職員ですとか、保健師、看護師と、斑鳩町の職員  
の方が兼ねることになるんでしょうか。その場合、この費用弁償につい  
てはどうなるんでしょうか。

福祉課長 地域包括支援センターの職員が入ることになった場合ですね、その者  
の費用弁償はありません。

平川委員 それはどこにそういうふうに記載をされているんでしょうか。

委員長 植村総務部長。

総務部長 職員は業務として、自らの担当の仕事として行うわけですから、あえ

てここまで書くまでもなく、そういう、いわゆる報酬というのには対象にはならないということをご理解いただきたいと思います。

委員長 濱委員。

濱委員 三郷町の例をちょっとね、聞かせていただきましたけども、この該当しない方っていうか、継続的に医療にかかっておられないとか、介護認定を受けておられない方とか、本当に何もそういう医療的なものだったりとか、認知症に関することに結びついていない方っていう対象になりますね。そうすると、1桁っていうように先ほどおっしゃいましたけども、私からすると、ある一定の年齢になればというか、若年の方もありますけども、全員がね、ある意味対象者だと思うんです。そういう点ではね、三郷の例をあげられましたけども、斑鳩町としては、このチームの活動する場というか、対象とされる方っていうのは、もっともっと掘り起こしというか、たくさんの方に利用というかしていただく。結果的に、診断で大丈夫、大丈夫って変な言い方やけども、そういうようなことであつたにしても、その啓発というんですか、たくさんの方に相談を受けていただくのが大事なことだと思うんですけども、その辺の取り組みについてはどのようにお考えですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 委員のおっしゃるとおりで、こういった制度があるということを広くやはり町民の方に周知をする必要があると思いますし、また、来年4月以降、包括支援センター、また次の議案で出させていただきますけれども、包括支援センターの中で積極的にそういった、この初期集中支援チーム等のことですね、を、また啓発、またこの認知症に関する各種事業につきましても啓発していきたいと考えております。

委員長 奥村委員。



奥村委員 この情報の収集のところなんですけれども、もう1度詳しく、どういうふうに情報の収集をされるのか、また、どういうふうに、そういう家族等やまた周りの、近隣の方から、どういうふうに町へ持っていったらいいのかとか、そこら辺のこと、ちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

福祉課長 この情報の収集でございますけれども、さまざまな形が考えられると思います。今後、地域づくりということで、総合事業等も積極的に進めていかなければなりませんけれども、やはり地域の中から声があがる場合もありますし、民生委員さん等からご相談を受ける場合もあります。また、当然、家族等からですね、最近の認知症と疑われる方のことでの相談があるかもしれません。ありとあらゆるところでですね、情報収集等を行っていきたいと考えております。

奥村委員 家族とか、その周りの方ってとても心配されているんですけども、何て言うかな、とにかく役場へっていうか、役場へ連絡すればいいっていうことでよろしいでしょうか、福祉課とか。

福祉課長 役場及び地域包括支援センターのほうにご相談いただければという形で考えております。

奥村委員 そうしましたら、やっぱり広く皆さんに情報をわかりやすく教えていただけますように、ご配慮よろしく願いいたします。

委員長 伴委員。

伴委員 ちょっと整理させておくんない。まず、この要旨のほうの、議案の50号の要旨の1の(1)の「地域の関係機関及び団体」と。これは、まあ言うたらどういような地域の関係機関・団体になるわけですか。

福祉課長 この初期集中支援チーム検討委員会設置条例の2条関係の2つ目ですね、地域の関係機関、団体との連絡調整に関することとございますけれども、この関係機関とは、この認知症に係るさまざまな関係機関となりますので、医療機関または介護のサービスを提供している機関等が主に考えられると思います。

伴委員 なるほど。

それなら、あと、組織の中で委員の構成で、歯科医師が入っていると。やっぱりこれは、説明聞かせてもらいながら、非常にやっぱり顔なじみうちゅうか、いろいろそんなので歯科医師の方も、まあ言えばそういう対象になる方とコミュニティがあるから、これ、歯科医師の方も入っているのかなと。どうも認知症と歯科医師っていうの、僕、ちょっとイメージが湧きませんねけど、このあたり、歯科医師さんが入ってはる、何か根拠いうのはあるんですか。

福祉課長 介護予防の中で、口腔、口の衛生的なものですよね、いろいろなそういったものを診る取り組みの中で、歯科医師さんが中心となって診られております。その中でやはり口腔の状態からですね、いろいろなその方の健康状態がわかりますので、こういった委員にもなっていていただいているっていうところでございます。

伴委員 えらい勉強不足ですみません。

その下の委員の構成で、介護支援専門員、これ、この表見ると、引継ぎのところで、こう、介護支援専門員等と、こう書いてあって、やっぱりこちらの方に引き継いでいかれると。これは具体的には、この介護支援専門員っていうのはどんな方になるわけですか。

福祉課長 介護支援専門員と申しますのは、ケアマネジャーと通称呼ばれている方でありまして、何らかの介護なり、要介護・要支援が必要になられた

方の毎月のサービスの計画を立てる方になります。こういったこの検討委員会、チーム員でできた案件につきまして、そのケアマネジャーに引き継いで、そういった情報をもとにですね、的確な、その人に合ったプランを立てていただくために引き継いでいくという形になります。

伴委員 今、ということはこの、ちょっとようわかりませんねけども、まあ言えば介護認定とこの認知症の、この今の集中、集中っちゃうか認知症のこの対象の方っちゃうか、いうのは、もう、これ、引っ付いているっちゃうか、もうやっぱり前提として介護の認定受けてはる方っていうような感じになるわけですか。ちょっと私、わかりません、今、ケアマネジャーが出てきましたので。

福祉課長 おっしゃるように密接にかかわってはおりますけども、認知症の場合は、非常にお体も元気な方も多いですし、まだこの要支援とか、要介護というのをとられていない方もたくさんいらっしゃると思いますので、その介護が必要、要介護認定を受ければ、何らかの介護が必要であるという方につきましては、こういった介護支援専門員に引き継ぐってということが考えられていくと思います。

委員長 濱委員、どうぞ。

濱委員 すみません、この対象者のところにね、「継続的な医療サービスを受けていない者」っていうふうにありますのでね、住民の方、これを見たときに、継続的な医療サービスを自分は受けているんだ、例えば高血圧でずっとかかっているんだというような方はね、じゃあ、これは私が対象じゃないのかなっていうふうにちょっと思うのかなって思ってこの表を見たんですけども、この表っていうか図を。そうしたら、相談・受診のかかりつけ医と連携するっていうふうにありますけども、かかりつけ医っていうのがもう町内の本当にそこ、近くの方とは限らない方もいらっしゃると思いますね、ずっとかかっている方が、例えば大阪の大きな病院に

かかっているとか。そういう方に対して、この継続的な医療サービスを受けていない者っていうふうな規定をみると、そこでちょっと、自分は該当、該当っていうか相談、対象じゃないのかなっていうふうに読みとれるのかなと思いますけども、どうですか。

福祉課長　　そうですね、ここで言う継続的な医療サービスを受けていない者というのは、認知症関連の、ということですので、非常にちょっとわかりにくい部分があると思いますので、その辺配慮して周知のほうしていけたらと思います。

委員長　　奥村委員。

奥村委員　　恐れ入ります、この資料1の地域包括支援センターのところの、この認知症初期集中支援チームのチーム員会議なんですけれども、このチーム員会議っていうのはどういうローテーションといたしますか、1か月に1回とか、10日に1回とかっていうのは、どういう期間でこのチーム員会議をされる予定でしょうか。

福祉課長　　今、ご質問いただきましたチーム員会議でございますけれども、これは案件のごとにご理解していただければというふうに思います。

委員長　　ほかに質疑ございませんか。

( な し )

委員長　　それでは、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第50号 斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第51号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例についてを議題といたします。

なお、各課報告事項の(3) 斑鳩町地域包括支援センター運営協議会設置要綱を廃止する要綱については、関連いたしますので、あわせて説明をお願いいたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第51号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長

恐れ入りますが、初めに、議案書末尾の条例(要旨)をごらんいただ

けますでしょうか。

斑鳩町地域包括支援センターにつきましては、斑鳩町社会福祉協議会に委託して運営をしておりますけれども、今後、地域包括ケアシステムをより一層推進するため、平成28年度から町が直接事業を実施することに伴い、本条例を制定するものでございます。

主な制定内容でございますけれども、第1条関係、設置及び目的では、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（以下「法」という。）第115条の46第2項の規定に基づき、斑鳩町地域包括支援センターを設置するとしています。

第2条関係、名称及び位置では、名称を斑鳩町地域包括支援センターとし、位置については、生き生きプラザにある現在の場所を継続して使用いたしますので、斑鳩町小吉田1丁目12番35号としております。

第3条関係、休業日及び開館時間では、1、休業日といたしまして、ア、日曜日及び土曜日、イ、国民の祝日に関する法律に規定する休日、ウ、12月29日から翌年1月3日までとしております。開館時間につきましては、午前8時30分から午後5時30分までとしております。

第4条関係、事業では、センターが実施する事業をあげております。1、要介護高齢者等に係る総合的な相談に関する事、2、要介護高齢者等の実態の把握並びにその実態に即した保健福祉サービスの総合的及び継続的な調整に関する事、3、要介護高齢者等に係る虐待の防止に関する事、4、要介護高齢者等の権利擁護に関する事、5、サービスネットワークの総合的な構築に関する事、6、ケアマネジメント体制への支援に関する事、7、介護予防事業及び予防給付のマネジメントに関する事、8、認知症総合対策推進事業に関する事、9、前各号に掲げるもののほか、センター設置の目的を達成するために必要な事業、第5条関係、利用対象者では、①の部分、本町の介護保険の被保険者及びその家族、②の部分といたしまして、本町の所在する住所地特例施設に入所または入居中の被保険者及びその家族等としております。

第6条関係、利用料では、まず、センターの利用料は無料といたしま

す。次のただし書き以降のところでございますけれども、介護保険法では、ケアプラン作成等の介護予防支援事業を利用した場合、市町村は、まず利用者である被保険者にその額を支給し、被保険者から包括支援センターにその額を支払うことと規定されていることから、その介護予防支援に係る費用を支払わなければならないと記載しております。しかし、実際は、介護保険法58条第4項の規定によりまして、町は当該被保険者にかわり、当該指定介護予防支援事業所に直接支払っておりますので、前項の規定にかかわらず、この限りでないとしております。

第7条関係、運営協議会であります。現在、地域包括支援センター運営協議会は、斑鳩町地域包括支援センター設置要綱に基づき運営を行っておりますけれども、今回、包括支援センターを町が直接運営することに伴いまして、この斑鳩町地域包括支援センター設置要綱を廃止し、この条例の中で規定するものでございます。内容につきましては、現在の要綱をそのまま準用しております。

第1項におきましては、センターの円滑かつ適正な運営及び公正・中立性の確保に関し、必要な事項を協議するため、斑鳩町地域包括支援センター運営協議会を置くとしております。

第2項におきましては、協議会は、次に掲げる事項について調査し、協議するとしております。次に掲げる事項とは、センターの設置等に関する事、センターの運営に関する事、地域密着型サービスの指定及び運営に関する事、地域包括ケアに関する事、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めることとあります。

第3項では、委員の委員数及び構成を規定しております。委員数は9人以内、委員構成は、介護保険サービスに関する事業者及び関係機関等、本町の被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業を担う関係者等の中から町長が委員を委嘱するとしております。

次に、委員の任期についてであります。3年としております。

次に、2. 施行期日等あります。施行期日は平成28年4月1日から施行するものであります。(2) 任期の特例につきましては、現在の斑鳩町包括支援センター運営協議会の委員につきましては、既存の要

綱に基づきまして、平成27年10月1日に期間を3年として委嘱しておるのですが、その委員の方々につきまして、要項の廃止後においても、今回、包括支援センター設置条例に基づき、その残任期間を委嘱を行いたいので、第7条第5項の規定にかかわらず、3年以内とすることができると規定しております。

以上、議案第51号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例の説明とさせていただきます。委員皆さまにはよろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第51号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例についてに関連する部分につきまして、各課報告事項(3) 斑鳩町地域包括支援センター運営協議会設置要綱を廃止する要綱についてをご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料3をごらんいただけますでしょうか。

末尾に添付をさせていただきます要旨をもちまして説明させていただきます。

斑鳩町地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)につきましては、斑鳩町地域包括支援センター運営協議会設置要綱に基づき設置を行っていますが、新たに、議案第51号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例(以下「設置条例」という。)を制定し、設置条例において協議会の設置等について規定することから、設置条例の施行日となる平成28年4月1日をもって本要綱を廃止するものです。

以上、斑鳩町地域包括支援センター運営協議会設置要綱を廃止する要綱の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
ございませんか。 濱委員。

濱委員 すみません、具体的に、こういうふうに変ったことで町として、業務っていうんですか、内容で増加する業務っていうのか、ふえる仕事と  
いうのか、その辺のことについて教えてください。



福祉課長 包括支援センターの業務につきましては、介護保険法改正の中で、既存の事業プラス新たな事業が加わることになりました。それらの事業といたしましては、在宅医療の連携業務でありますとか、生活支援体制整備事業といたしまして、総合事業を立ち上げるための準備的、地域の基盤づくり的な事業ですね、それと、先ほどの認知症の施策の推進事業、このあたりがですね、包括支援センターの業務として新たに加わっているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第57号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、議案第57号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療  
課長

本補正予算の内容につきましては、共済費の標準報酬制への移行等に伴う人件費及び一般被保険者保険税還付金の補正となっております。また、一般被保険者還付金において不足が生じますことから、その財源として予備費から充当を行うものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開き願えますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正からご説明を申し上げます。

第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金では、第1目 一般会計繰入金で、共済費の標準報酬制への移行等に伴い職員給与費等繰入金18万5千円の増額補正を行うものでございます。

次に、6ページをごらんいただけますでしょうか。歳出予算の補正でございませう。

初めに、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、歳入で申しあげました理由により、所要額17万7千円の増額補正を行うものでございませう。

次に、第1款 総務費、第1項 徴税費、第1目 賦課徴収費で、歳入で申しあげました理由により、所要額8千円の増額補正を行うものでございませう。

次に、第10款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 一般被保険者保険税において、一般被保険者保険税の還付金が不足することから、所要額65万円の増額補正を行うものでございませう。

次に、第11款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費において、先に申しあげました理由により、65万円を不足する財源に充当するものでございませう。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

国保医療課長 以上で、議案第57号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（6）議案第59号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、（6）議案第59号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 今回の補正予算の主な内容につきましては、人事異動等に伴う人件費所要額の予算補正と、それに伴う一般会計からの繰入金の予算補正に関するもの及び現在、斑鳩町社会福祉協議会に委託をして運営をしており

まず地域包括支援センターにつきまして、地域包括ケア体制の構築をより一層推進するため、平成28年度から斑鳩町の直営として事業の実施を予定していることに伴う経費といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ245万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ23億1,820万3千円とするものであります。

それでは、補正予算書に基づき、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第3款 国庫支出金では、地域包括支援センターの直営化に必要な備品購入費等に対する補助金が交付されることから、91万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 県支出金では、国庫補助金と同様の理由によりまして、45万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金では、国庫補助金と同様の理由に伴う町の負担分といたしまして45万9千円の増額補正を、人事異動等に伴う人件費及び交付金の対象外の経費といたしまして61万5千円の増額補正を、合わせて107万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

9ページにお移りいただきまして、続いて、歳出予算の補正をご説明させていただきます。

第1款 総務費では、歳入で申しあげましたとおり、人事異動等に伴う人件費の補正及び地域包括支援センターの直営化に伴います経費のうち、地域支援事業交付金の対象外の経費といたしまして、第1項 総務管理費、第2項 徴収費、第3項 介護認定審査会費を合わせまして61万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款 地域支援事業費では、地域支援事業交付金の対象の経費分といたしまして235万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、11ページ、第6款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として52万1千円の充当をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

福祉課長 以上、議案第59号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。委員皆さまにはよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 10ページの下から2つ目の、公用車を買われるということで、これ、200万ちょっと入っていますねんけど、これは、まあ言うたら軽自動車2台とか、それとも普通乗用車でいかれるのか、何か、そういうちょっと介護用の車なのか、ちょっとこれ、教えていただけますか。

福祉課長 軽自動車2台を予定しております。と、単車1台とです。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 議案第60号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、議案第60号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療 課長 本補正予算の内容につきましては、平成27年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により補正を行うものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開き願えますでしょうか。初めに、歳入予算の補正からご説明を申し上げます。

第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金で、平成27年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により266万3千円の増額補正を行うものでございます。

次に、6ページをごらんいただけますでしょうか。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、歳入で申しあげました理由により、所要額266万3千円の増額補正を行うものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

国保医療 以上で、議案第60号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計

課長 補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

それではここで、休憩を10時半までとらせていただきますので、よろしく願いいたします。

（ 午前10時12分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

委員長 再開いたします。

次に、2. 継続審査について、（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明申しあげます。

今委員会におきましては、現在進めておりますゼロ・ウェイストの実

現に向けた取り組みの進捗状況について、ご報告をさせていただきます。

当町では、平成24年3月末をもちまして、幸前地域にごございます衛生処理場での焼却処理を廃止し、以後、可燃ごみの処理業務を外部に委ねながら、ごみを燃やさない、埋め立てない処理の実現を目指しており、これまで焼却処理していた枝葉・草類や生ごみの分別収集、堆肥化処理に取り組んでおります。とりわけ、ほかではあまり進んでいない生ごみの分別収集につきましては、現在までに町内の約半数に当たる5,000世帯での分別に取り組んでいただいているところであります。また、これまで埋立処理していた陶磁器やガラス製品の再利用を推進するとともに、小型家電につきましても資源化処理に移行するなど、焼却や埋め立てられるごみの削減に努めているところであります。

その結果、家庭系ごみの焼却量は、平成23年度、約3,200トンであったものが、平成26年度では約2,780トンに、埋立量は、平成23年度、約470トンであったものが、平成26年度では約380トンに、それぞれ減少しております。

一方、ゼロ・ウェイストであります。委員の皆さまもご承知のように、ゼロは数字のゼロ、ウェイストは、浪費、無駄、廃棄物という意味で、直訳をいたしますと、浪費や無駄、廃棄物をゼロにすることになり、廃棄物処理の計画手法にゼロ・ウェイスト戦略といったものが存在し、現在、世界的にその支持が広がってきているところであります。

ゼロ・ウェイスト戦略とは、ごみを資源として再生することを重視し、その可能性を断つばかりか有害物質発生の危険性を含んでいる焼却や埋立てによるごみ処分を否定し、徹底した資源化の取り組みを推進していかうとするものであります。

1996年、平成8年にオーストラリアのキャンベラで初めてゼロ・ウェイスト宣言を行い、政策として採用され、以後、ニュージーランドのほとんどの町、また、アメリカのサンフランシスコ、韓国の釜山などでもゼロ・ウェイスト宣言を行い、ごみを燃やさない、埋め立てない政策を実行されているところであります。

我が国におきましても、平成15年、徳島県上勝町で初めてゼロ・ウ



ゼロ・ウェイスト宣言をされ、施策として取り入れられ、以後、福岡県大木町、熊本県水俣市が、ごみを燃やさない、埋め立てない町を目指すことを、ゼロ・ウェイスト宣言という形で広く公表され、取り組みを進められているところであります。

当町におきましても、冒頭に申しあげましたように、可燃ごみの委託処理によりまして、町自ら、また、町内で、中間処理を含め、処理しているごみはなく、全てのごみ処理を、民間業者ではありますが、町外に搬出して処理をしております。

そうしたことから、処理施設を持たない町として、周辺環境に影響が全くないとは言い切れない焼却処分や埋立処分されるごみをゼロにしていくことを目指すのは、いわば必然であります。また、我が国で初めて世界文化遺産に登録された法隆寺周辺仏教建造物群を初め、数々の歴史的・文化遺産を保有する当町から、環境負荷の少ないごみ処理を積極的に推進、また発信していくことに、大きな意義、意味があると考えます。

このことから、当町におきまして、現在、ごみを燃やさない、埋め立てない町を実現する目標年度あるいは実現に向けた行動計画など、ゼロ・ウェイスト戦略の素案づくりを進めており、年明け、平成28年2月にも、町の諮問機関であります斑鳩町廃棄物減量等推進審議会に、町の考え方、計画等について諮問する予定にしております。

なお、ゼロ・ウェイスト宣言につきましては、これまでの我が国での例を見ますと、議会の議決を得た上でその内容を公表されるのが一般的となっております。当町におきましても、審議会の答申が出ました後、当委員会にもご報告、ご相談申しあげながら、最終的な町の考え方をまとめ、議案として上程させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、各自治体に対し、一般廃棄物処理計画を定めることが義務づけられております。当町では、平成23年度に、平成32年度までを期間とする斑鳩町一般廃棄物処理基本計画を策定しているところでありますが、今年度、平成27年度が

計画の中間年ということで、計画見直しの年度となっております。

現在、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会に、計画見直し（案）につきましてご意見を伺っております。見直し案がまとまりましたら、当委員会にもご報告申しあげる予定にしておりますので、あわせてよろしくお願いたしまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたします。  
伴委員。

伴委員 報告の中で、生ごみの分別が約5,000戸、斑鳩町の半分になったと、今、聞きましてんけど、これは、町が描いておられたスケジュールっていいですか、予定、目標、この数字とこの5,000戸っていうのはどんな感じになっているんでしょうか。

環境対策課長 先ほどご説明申しあげました一般廃棄物処理基本計画では、平成27年度で約6,000世帯の家庭で生ごみの分別収集に取り組んでいただくという目標を掲げておりましたので、それから見ますと、約1,000世帯、目標に少なくなっているという現状であります。

伴委員 この最近、この1年とか、での状況というのはどうですか。啓発はしていただいているとは、私、思ってますねんけど、そういう話も聞くんですけど、最近の状況というのはちょっと教えてください。

環境対策課長 今年度、27年度になりましてから、新たに10自治会、現在、合計で56自治会が参画をいただいておりますけども、新たに10自治会、世帯数にしまして約500世帯が、今年度新たに取り組みを始めていただいた世帯であります。

伴委員 今後、今、計画があつて、まあ言うたら審議会に諮問される。せやから、今、答えられる範囲で、今後、まあ言うたらこれを広げていくというのに対して、どんな格好でやられるのか、答えられる範囲でお願いします。

環境対策課長 当然、生ごみの、町が収集を行います生ごみの分別収集のほかに、あわせて推進をしておりますのは、生ごみの自家処理であります。自家処理をしていただくというのは、最も環境に優しい、財政的にも優しいということで、平行して、今、推進をしています。そういったことから、一般廃棄物の、今、見直し案では、平成30年度に9,000世帯で生ごみの分別収集、そして1,000世帯で生ごみの自家処理という目標をもって取り組んでいるところであります。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長

総務部長 それでは、議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

この条例のうち、本委員会の所管に係る条例の改正等につきましてご報告申しあげます。

それでは、議案の末尾の要旨をごらんいただきたいと思います。

主な改正内容でございます。

まず、(1)の斑鳩町行政組織条例の一部改正でございます。この条例には、部の名称と所掌事務を規定しておりまして、文章の1行目でございますが、住民生活部を健康福祉部と生活環境部に分割し、それぞれの分掌事務を定めることといたしております。

(2)でございます。斑鳩町議会委員会条例の一部改正でございます。文章1行目の中ほどでございます。厚生常任委員会の所管を、「住民生活部の所管に関する事務」から「健康福祉部及び生活環境部の所管に関する事務」に改めるものでございます。

裏面に移っていただきたいと思っております。(7)から(10)までは委員会、協議会等の庶務担当の部または課の名称を改めるものでございます。(7)は子ども・子育て会議、(8)は障害者福祉計画推進協議会、(9)は介護保険運営協議会、(10)は斑鳩町予防接種健康被害調査委員会についてでございます。それぞれの条例を改正するものでございます。

2点目の施行期日ですが、平成28年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例のうち、本委員会の所管に係るものについての報告を終わります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。  
平川委員。

平川委員 ちょっと一般質問でもさせていただいたんですけども、例えば障害者の人権に関わることですとか、そのほかの人権にかかわる部分は住民課についていうことを、前、伺ったんですけども、その辺はどういうふうな形になっているんでしょうか。

総務部長 これまでは、障害福祉及び人権対策につきましては、福祉課の社会福祉係で担当しておりました。障害福祉につきましては、社会福祉係その

ものは変更がございません。福祉課は分割しますけれども、社会福祉係は変更がございませんので、障害福祉はそこで担当することになります。基本的に、障害者の相談とかいうのは、その社会福祉係のほうで担当させていただきます。ただ、人権といいますのは、同和問題を含めて人権啓発、主に人権啓発の部分につきまして、住民課で担当するということになるものでございます。

委員長           ほかにございませんか。

                  (    な    し    )

委員長           それでは次に、(4)議案第56号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。  中原福祉課長

福祉課長           それでは、各課報告事項(4)議案第56号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきまして、今回の一般会計補正予算のうち、住民生活部の所管に関するものにつきまして、私よりご説明を申しあげます。

                  恐れ入りますが、補正予算書の11ページをお開きいただけますでしょうか。

                  初めに、歳入予算でございます。

                  第12款 分担金及び負担金では、第2項 負担金で、私立保育園の入所児童数が当初見積りを上回ることから、1,118万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

                  次に、第14款 国庫支出金では、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金で6,430万2千円の増額補正をお願いするものでございます。その主な内容は、保育所運営費負担金で、分担金及び負担金と同様の理由によりまして3,076万7千円の増額、自立支援給付費負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費が当初見積りを上回ることから2,400万円の増額などとなっております。

次に、12ページにお移りいただきまして、第15款 県支出金では、第1項 県負担金、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由等によりまして3,414万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で208万円の増額補正をお願いするものでございます。その主な内容は、医療費助成に係る県補助対象助成費の決算見込みにより208万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、17ページ、歳出予算に移らせていただきたいと思います。

第3款 民生費では、第1項 社会福祉費で7,919万4千円の増額補正をお願いするものでございます。主な内容といたしまして、第7目 障害福祉費で、障害者介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回るなどによりまして給付費増が生じますので、その費用でございます。

次に、18ページに移りまして、第2項 児童福祉費で8,039万8千円の増額補正をお願いするものでございます。主な内容といたしまして、児童保育費において、歳入から申しあげましたとおり、私立保育園の入所児童数等が当初見積りを上回ることから、8,470万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款 衛生費では 第1項 保健衛生費、第2目 感染症予防費で、高齢者インフルエンザ予防接種のワクチンが3価から4価に変更され、これに伴い、王寺周辺広域医師会との契約による接種料金が改められたことから、354万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第56号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）のうち、住民生活部の所管に関するものの説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。

伴委員。

伴委員 19ページの児童保育費の私立保育所入所委託料、8,400万、ちょっと超えているような、非常にちょっと金額が大きいので、当初思ってたんと、実際どうなったのか、ちょっと細かく説明お願いします。

福祉課長 当初ですね、121名の利用を見込んでおったわけですが、これが、11月1日現在で174名入所されております。増加の理由に関しましては、特に、この4月より斑鳩黎明保育園が開設されたわけでございますけれども、町内に新たな保育園が開設されたことによりまして、新たな需要を生み出したのではないかというふうに考えております。

伴委員 ちょっと教えてほしいですねんけど、黎明さんの定員と、今現在、何人入ってはるのか、黎明さんのみでちょっと教えてください。

福祉課長 黎明保育園の定員につきましては、90名となっております。この27年、この12月1日現在の黎明保育園の入所数は、町内の、斑鳩町の方が102名、受託のほうは8名、合わせて110名、ご利用されております。

伴委員 90名の定員でんな。これ、110名、今。これは、まあ言えば、定員いうのはあっても、まあ言うたらその辺で、こうオーバーして。この辺は問題はないわけですか。

福祉課長 面積の基準とその児童数に応じた保育士の配置の人数等がですね、基本、クリアしておれば、定員を超えてもいいっていう形になっておりまして、現在、90名というのはまだ面積的にも余裕がございますので、そこに20名ふえて、今、ご入所されておりますけれども、それに対して保育士も配置をしておりますので、問題ないということでございます。

伴委員      それなら、この黎明さんの面積から言うと、何人ぐらいまで入っていただくことできまんねやろ。大体で結構でっせ。

福祉課長      各部屋に、0歳児さんから5歳児さんまでいらっしゃいますけれども、各年齢児において必要な面積っていうのが決まっております。だから、その年齢の児童数によってですね、何人入るかっていうのが全て変わってきますので、なかなか今の面積で何人か、全て0歳児さんであれば何人とか、全て5歳児さんであれば何人っていうのが計算できるわけなんですけれども、各年齢、出ておりますので、ちょっと何人っていうことは、計算が非常に難しい。ただ、現在90名っていう定員を設けられて、今の面積的に、0歳から教室を分けられているわけですけれども、ある程度余裕を持って90名というところでされているところでございます。

伴委員      これ見ますと、1つ上の段で、公立の、町立のかなと僕は思っているんですが、これも増になっていると。そして、この下のやつも、今、お話を聞くと、初年度はなかなか難しいかなと、年齢的には、だからこの年齢層は入ってくればらへんのちゃうかなとか、そういうふうに思っていますけど、今現在聞くとこんな形の数字やと。今後の見通しに対して町のお考え、ここができて、ぐわっとうこういう形でふえていると。そして、それだけのニーズがあったというのはようわかりますねんけど、大丈夫でっか。ちょっとお願いします。

委員長      小城町長。

町 長      伴委員がおっしゃっていただくとおりですね、黎明さんをここへ誘致したというのか、それはもう、現状新しいところは3歳児未満児がもう大半でございます、これから年少、年中、年長と上がっていくわけですから、将来的に考えていきますと、やっぱり今、あわが230、あるいはたつたが120ということですが、やっぱりこれ以上ふえる可



能性は大きいと思います。だから今、やっぱりこういう処置をしていくためには、やっぱりその黎明をもう少し増築していくのか、あるいはそういうことをしていかなかったら、必ず待機児童というのは生まれてくると思います。やっぱり今、皆さん方が求めておられるのは、やっぱりすぐ入りたいという方、そういう方がどうしていくかという問題。

そういうことを考えたら、今、あわ、たつた、そしてこの黎明で、今、クリアはしていますけども、私はやっぱり将来的には、この横の関係等についてもですね、黎明の横の、今、文化財の資料室になっていますけども、そこらをやっぱり開放して、増築でもしていく可能性をですね、していかなかったら、やっぱりもう時期的な問題ですから。やっぱり1年、2年、3年ちゅう段階でですね、できるだけそういうことを整備していかなかったら、あわ、たつた、その状況等をですね、鑑みながら進めていきたいという考えであります。

伴委員

今、町長おっしゃられるように、これ、黎明さんスタートしたときに、せやから潜在的に非常にニーズがあったと、まあ言うたら待機児童として見えていなかった、そういう方々がこういう形で表に出てきたんかなというように思うんです。

それとともに、やはり自宅で、なかなか、今、働く、共働きで働かれる方が非常に、女性、ふえていますけど、また家で育てていただけるような、おじいちゃん、おばあちゃんと、お孫さんとでやったら、こう、いけるとかいうような、そういうようなこともしやすいような施策、それをともどもにちょっとお願いしたいと、このように要望いたします。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

それでは次に、(5)証明書等コンビニ交付サービスの検討について、理事者の報告を求めます。 安藤住民課長。

住民課長

それでは、（５）証明書等コンビニ交付サービスの検討につきまして、ご報告申しあげます。

町内におきましてもマイナンバー通知カードの送付を始めておりますが、同封されております「マイナンバー（個人番号）のお知らせ・個人番号カード交付申請のご案内」というリーフレットの中でも、個人番号カードのメリットとしてコンビニ交付サービスについて紹介されております。現在、斑鳩町ではコンビニ交付サービス実施しておりませんが、個人番号カードを使って、住民票の写し等の証明書のコンビニ交付サービスがより手軽に行うことができるようになりますことや、住民の関心も高まっておりますことなどから、斑鳩町における証明書等コンビニ交付サービスの検討について、ご報告申しあげます。

それでは、資料４によりご説明させていただきます。

初めに、１．事業検討の背景についてです。

平成２２年２月２２日より、コンビニエンスストアのマルチコピー機による証明書の交付サービスが開始されました。住民基本台帳カードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明等の各種証明書がコンビニにて取得できるサービスです。当時は住民基本台帳カードを利用したサービスでしたが、平成２８年１月に交付が始まる個人番号カードの公的個人認証部分を利用してこのサービスが利用できるようになるため、個人番号カードの付加価値を高め、カードの普及・促進に向けて検討する自治体が急増しております。コンビニ交付を導入している市町村に在住する方で、個人番号カードを持っている方は、個別に申し込みすることなく、コンビニで住民票等の写しの交付を受けることができるようになります。このようにコンビニ交付サービスがより手軽に行うことができるようになるものです。

このサービスは、コンビニを活用することで、休日・時間外を問わず、全国どの店舗からも証明書を取得できることから、住民は役場まで出向く必要がなく、自宅や職場等の最寄りの店舗でいつでもサービスを受けられるというメリットがあります。

次に、2. コンビニ交付サービスにおける個人番号カードの認証から証明書発行の流れについてです。資料をごらんいただきたいと思えます。1 ページの下段でございます。

左端がコンビニエンスストアで、真ん中が証明書交付センターです。証明書交付センターは、コンビニエンスストアと各市町村の間に入って、個人番号カードの電子証明書が有効かどうかを確認の上、各市町村に振り分けて接続するためのセンターです。そして、右端が地方自治体、つまりきょう申しあげる斑鳩町の情報サーバーとお考えいただければと思えます。

左側のコンビニエンスストアをごらんください。利用者がコンビニエンスストアにあるマルチコピー機で、個人番号カードを使って、仮に住民票の写しを取得しようとしたとします。利用者は、マルチコピー機の画面指示に従って操作し、個人番号カードをかざし、暗証番号を入力します。こちらの図の①右向きの矢印でございます。利用者用電子証明書送信となっております。利用者用電子証明書を証明書交付センターに送信します。

次に、真ん中の証明書交付センターの下段の公的個人認証サービスセンターの縦書きの②をごらんください。電子証明書の有効性確認です。個人番号カードの電子証明書の有効期限や使用停止情報等を確認し、その左側の③の縦書きです、その個人番号カードの有効性の検証を行います。

個人番号カードの電子証明書が有効であると検証されたならば、次の段階に行きます。すぐ上の横書きをごらんください。④です。電子証明書情報からシリアル番号を取得となっております。電子証明書の情報からシリアル番号を取得します。個人番号とシリアル番号は、別の番号です。つまり、コンビニ交付には個人番号を使用いたしません。

⑤です。⑤は証明書交付センターの欄の右上の右向きの矢印でございます。⑤シリアル番号を使って、住民特定発行、この場合は住民票の写しを斑鳩町の情報サーバーに要求いたします。これに基づきまして、斑鳩町の情報サーバーは、シリアル番号を使って本人を特定して、住民基

本台帳システムや戸籍システムから、要求されているデータを、コンビニ交付のための専用サーバー、これ、HOSTサーバーと申しますが、HOSTサーバーに送信します。

そして、次に⑥です。⑤のすぐ下の左向きの矢印をごらんください。斑鳩町のHOSTサーバーで、住民票の写しをPDF形式、これは住民票の写しの写真のようなものとお考えください、PDF形式に変換し、証明書交付センターに送信します。

そして、⑦、⑥の左側の左向きの矢印をごらんください。証明書改ざん防止処理・発行と書かれております。これは、証明書交付センターからコンビニエンスストアにPDF形式の住民票データの表と裏に改ざん防止処理を施し、両面のPDFとしてコンビニエンスストアに送信され、マルチコピー機から住民票の写しが印刷され、利用者本人が受け取るという流れでございます。手続きの間、コンビニエンスストアの店員が利用者の個人番号カードや住民票の写しを取り扱うことはございません。

以上が、コンビニサービスにおける個人番号カードの認証から証明書発行の流れであります。

続きまして、2ページをごらんくださいませ。

### 3. コンビニ交付サービスの概要についてです。

取扱店舗、こちら、平成27年11月時点でございますが、セブンイレブン、全国で約16,320店舗、斑鳩町内4店舗となっておりますが、12月から5店舗となっております。ローソン、約11,600店舗、斑鳩町内2店舗です。ファミリーマート、約11,170店舗、斑鳩町内1店舗です。サークルKサンクス、約6,340店舗、その他、約1,163店舗、合計約46,600店舗で取扱店舗となっております。

利用時間です。午前6時30分から23時、午後11時まで、サービス時間につきましては、この間でありましたら市町村で任意で設定可能と聞いております。ただし、12月29日から1月3日の取り扱いはございません。これは、全国的にこのシステムがないというものです。

使用カードです。個人番号カードとなります。

導入自治体です。全国で、平成27年5月末現在で100自治体が既に導入されております。ただし、現在は住民基本台帳カードにおいて導入されているものです。そして、平成28年3月には約200自治体になる見込みということで聞いております。

次に、4. コンビニ交付により発行可能な証明書についてです。参考として、右の欄に、現在、役場庁舎1階に設置しております自動交付機における取り扱いと、平成26年度の自動交付機での交付件数を記載しております。

コンビニ交付により発行可能な証明書は、住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、戸籍、これは現在戸籍に限ります、戸籍の附票証明、所得証明（課税証明書、非課税証明書を含む）となっております。特に、住民票記載事項証明、戸籍、戸籍の附票証明については、自動交付機で取り扱っていない証明書であり、利便性は高まるものと考えております。

このようなことを総合的に勘案いたしまして、斑鳩町におきましても証明書等コンビニ交付サービスの導入を検討し、その準備のための費用を平成28年度予算に計上してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページをごらんくださいませ。

5. コンビニ交付導入経費についてです。

導入時概算費用としては、約4,369万円と見込んでおり、制度定着後のランニングコストは、年間650万円と見込んでおります。また、コンビニ交付導入に関しては、平成30年度までの時限措置として、5千万円を上限に必要経費の2分の1が特別交付税として措置されます。

次に、3ページの下段、6. 導入スケジュール案（予定）でございます。

平成28年4月に地方公共団体情報システム機構にサービス申込書の提出を行いました後、6月にシステム改修の契約を行い、システム等設計・構築に着手する予定です。システム改修には、既存住基システムの改修も含めて6か月程度かかる見込であり、早ければ11月ごろにシステム確認試験を庁舎内で行い、それをクリアしたならば、その後、地方

公共団体情報システム機構が指定する東京周辺の試験機を使ってシステム確認試験を行う予定です。この試験については1回でクリアできるとは限らず、既にコンビニ交付を導入している市町村の実績から、改修の細やかな手直しを繰り返して、再度システム確認試験を行うことが多いと聞いております。

この試験をクリアした後、地方公共団体情報システム機構との契約を行い、最終確認となる実店舗でのシステム確認試験を行います。

この工程の後、サービス開始につきましては、平成29年7月までに開始の予定としているところでございます。

以上、証明書等コンビニ交付サービスの検討についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。濱委員。

濱委員 個人情報の集中しているそのカードをね、コンビニで手軽にそこから証明書が発行できるというので、なんと軽い扱いができるようになるんだなと、ちょっと恐ろしく思っているんです。

今、一番最後のほうで説明っていうか、ありましたように、設備の試験的なものも、手直しを繰り返してということからもわかるように、こういった媒体を使っての情報のやりとりっていうのが、保護される、セキュリティの関連ではね、やはり一番心配ごとがふえる、そういったものだと感じています。

いろいろ意見はあるんですけど、1つだけお聞きしたいのは、このマルチコピー機に、このカードを持って行ってするとき、これは大変大切なカードで、顔写真が入って、しているんですね。本人が持っているかどうかっていうのは、誰が確認するんですか。

住民課長 個人番号カードにつきましては、本人さんだけが持ち得るものという解釈でございます。そして、本人さんだけがその暗証番号を知っていて、

その暗証番号をもって本人確認を行うものというふうに解釈しております。

濱委員

そのところがね、もう既にいろいろな場所でこのカードの事件っていうか、そういったものが起こっているところの大きなネックで、読み取りをして、それがだとか、ここにあります有効性をね、確認をすとかいう、そういった機械上の分だったりとか、そういったところでは、これはオーケー、これはオーケーっていうことだけど、一番最初のところでね、それぞれの個人さんが、それこそ詐欺的なようなことでカードを預かり、そして暗証番号も聞き出しっていうところっていうのは、本当にその方と、犯罪者っていうのかな、その関係ではね、こういったシステムではどうにもならないところがある。それが最初のね、事件の始まりだと思うんです。だから、そういったところを一番心配をしているし、実際に今もう既にね、そういった事例がたくさん全国でもう報告をされています。

それがあのに、こうやって手軽に入手できる、それも全国でできる。そうしたら、例えばこの役場の前のね、コンビニ行かれたら、ああ、あの人は誰々やなってある程度わかるかもしれないけど、とんでもないところでも、どこでもすると。そして、基本的には本人が持っているものだって言うけれども、違う人の、何らかの形で持ってくれば、いくらでも発行ができるというね。

委員長

濱委員。もうちょっと簡潔に。

濱委員

そういうところではね、この導入をどんどん全国でふやしている自治体があるっていうことについては、どうお考えですか。

委員長

池田副町長。

副町長

まず、セキュリティの問題です。今おっしゃっておりますのは、まず、

今、現行の自動交付機も同じ心配がございます、心配されたら。それ心配の方は、自動交付機をまずとりにこられないですわね。自動交付機も一緒ですやんか、今現在。あれは仮に詐欺に遭って、第三者が持ってきたら、暗証番号聞き出したら、一緒ですやんか。それと同じことになってまいります。同じです。それとか、今、銀行のクレジットカードも同じ問題です。

それだったら、もう全て紙ベースで処理しないとということに、濱委員の意見だったら、全てもう紙ベースでしてくださいよということになってまいります。また、紙ベースでやっても、おどかされてしたときには、この人、おどかされて銀行へ預金おろしにきたのかどうかも判断ができませんし、やはりそこらについては、いろいろながありますけども、やっぱりサービスの向上ということで、今、クレジットカードも、銀行でも全てカードで引き落としになっておりますので、町で行っておる自動交付機も一緒でございます。

それと、今、先ほど、質問の中で、いろいろな案件が全国的に発生しているとおっしゃいましたけども、個人番号というのは1月から発行するわけで、全然問題なんか、今現在は何ら発生はいたしておりません。マイナンバーによるそういう案件は発生はいたしておりませんし、今、全国でコンビニでされておるところもございますけども、それについても、そういう事例は聞いておりませんので、どういう資料からそういうご質問されたかは、ご理解は、こちらのほうは理解できません。

濱委員

ありがとうございます。もちろん今でもね、発行されている、自動でされている、それからおっしゃったようなことはよくわかります。もう既に、事件は起こっていないけども、なりすまして、番号についての、何て言うんですか、聞き出すためだったりとか、事件に至っていないけれどもこのカードについて何かしようという、悪いことしようという、そういった動きっていうのがやっぱりあるということです。

それで、先ほども言いましたけども、利便性っていうことですが、ほかの方法っていうのは検討されたんでしょうか。これ、導入のた



めに大きな金額もかかりますけれども、今現在役場の中に設置されている自動交付機とかいうのを、町内の別の場所でとか、または時間延長とかいうようなことでの利便性を高めるというようなことはご検討されたんでしょうか。

委員長 安藤住民課長。

住民課長 ほかのことを検討されたかということでございます。もちろんいろいろな方法あると思うんですけども、ただ、これからですね、マイナンバーのお知らせ等の中でも、政府のほうはコンビニ交付サービスを非常に勧めておられまして、現在、100市町村がサービスを導入しており、28年度中には300に増加し、さらに、約500市町村が導入を予定しており、1億人を超える人が利用できることになる見込みですというふうな広報もされております。そのような中で、やはり斑鳩町におきましても、斑鳩町の方が、このような世の中になっていくときに、自分の町が自分の町の自動交付機でしか住民票を取得できない、ほかの市町村の人は、大阪に勤めている人でも、勤めている隣のね、コンビニエンスストアで、自分の好きな時間に住民票や印鑑登録証明書を取得することができる。そういった利便性の差が出てくるというようなことも勘案いたしまして、やはりこの時代の流れの中で、今後いろいろな証明書発行サービスを選択していく中では、コンビニ交付サービスを進めていくことが最適というふうに判断いたしましたものでございます。以上です。

委員長 ほかに。 平川委員。

平川委員 この導入の概算の費用とランニングコストなんですけれども、今現状で運営している、また、今後運営していく上で、何て言うのかな、これによって削減される経費とか、そのあたりの見通しっていうのはいかがなんでしょうか。

住民課長 ただいまご質問いただきました経費面のことなんですけれども、今現在は、斑鳩町では自動交付機を役場庁舎内に1台置いております。それとですね、西公民館と東公民館と生き生きプラザのほうで、ファックスサービスによりまして住民票や印鑑登録証明書、戸籍と税証明がとれるようになっております。ランニングコストで申しあげますと、自動交付機は、年間約554万円かかっております。生き生きプラザと西・東公民館での証明書交付サービスは、年間約107万円かかっております。自動交付機と公民館等の交付サービスを合わせますと、年間約661万円かかっており、これを継続した場合も同様になる見込みでございます。

一方、資料3ページのコンビニエンスストアの交付のランニングコストの見込みが約650万円程度となっておりますので、このサービスに切り替えることによりまして、ほとんど差は出なくて、そして住民の方の利便性は広がるというふうな形で考えております。以上です。

平川委員 ということは、今されている自動交付機はもう廃止をして、将来的にはこちらに一本化させていくというようなことで理解していいんでしょうか。

住民課長 自動交付機や公民館等の交付サービスは今後どうなっていくのかというようにご質問だと思うんです。まず、公民館等の交付サービスにつきましては、平成27年7月に実施されました決算監査におきまして、監査委員からも、公民館等での住民票の交付は1枚当たり7,600円かかっていますが、高すぎると思われるので、機器のリース期間終了後は廃止に向けて検討されてはどうかと思いますというご意見をいただいております。コンビニ交付サービスを実施しましたならば、公民館等での住民票等の交付に係る窓口証明書発行システム機器の更新の賃貸借契約期間が平成29年度末でありますことから、それをもって終了してまいりたいと考えているところでございます。

一方、自動交付機につきましては、その代替機器も含めまして、現在、調査研究しているところでございまして、検討を続けてまいりたいと考

えております。以上です。

委員長 ほかにご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 ちょっと教えとくんははれ。これでコンビニに行って、そして、自分の住民票やとか、戸籍とかとった場合、町の歳入いうのはどないなりまんねやろ。結局今やったら、窓口行ったりしたやつでもお金払いますわな。その辺はどうなってまんねやろ

住民課長 コンビニにおきましてですね、町と同じ手数料を設定してもいいですし、コンビニ専用の手数料を設定してもいいというふうになっております。仮にですね、今、住民票は1通300円でございます。このシステムを使いましたときにですね、1通当たり123円を地方公共団体情報システム機構に納めるという契約になります。そしてですね、町のほうには177円分の歳入が入ってくるという仕組みになっております。それで回答になっているかどうかわからないんですけども、歳入のほうは手数料を引いた額が町に入ってくるシステムとなっております。以上です。

伴委員 非常に難しいところですね。結局、今まででしたら300円か400円、500円かっていうような形で歳入があったやつが、このシステムで使われた場合、その歳入としては減ってしまうと。今の回答から言うたらそうなる。利便はよくなるけど、そんな形。

ただ、説明を受けていたら、確かに時代が変わってきて、そしてやっぱりそういう利便ちゅうか、確かに私自身も、法務局へ印鑑証明とりに行くの、全部カードで、従業員に渡して、そして、委任状のかわりになると、カードが、そんな形でとれる、そういう時代になっていって、非常にその辺もよくわかるんですが、なかなかその辺の歳入とか考えていくと、またちょっと難しい部分ちゅうのもありながら、やっぱりこれは、世の中がこうなっていったらもう仕方ないのかなというような、私、

今、感じているところです。

委員長 池田副町長。

副町長 ちょっと1点だけ。世の中、そうです。

今、話変わりまして、地方創生の中で、各、転入をふやそうとかいう話がございます。若者の転入をふやそうとか、そういう人の取り合いと言うたら語弊がございますけども、人口はやはり維持していこうという話になってきます。今、安藤課長申しあげましたように、今、全国で約500、最終的には500団体、この500団体というのは、もう全て大都市圏です。大阪圏、名古屋圏、こういうところの市・区は全てをされます。ということは、サービスのええところへ住民さんは移られるわけです。サービスの悪いところには、はっきり言うて、こういう近郊都市ではね、来られないということで、これが、例えばコンビニがない、コンビニが1軒しかない市町村と、よそへ働きに行っておられるところが少ない市町村は別ですよ。斑鳩町のように町外就労者が多いところについてはその方のサービスも考えていかないと、地方創生で言う人口をどうしてふやしていこうかという、そして、町全体のサービスをどうふやしていこうかとしたときには、やはり必要なサービスと考えております。

委員長 安藤住民課長。

住民課長 すみません、1点、私の説明のほうが不足しておりましたので、させていただきます。先ほど平川委員さんのご質問のときに、ランニングコストの見込み、650万円のお話をさせていただきました。資料は3ページでございます。資料3ページの中段、ランニングコスト見込みのところ、発行経費などというのが3段目にございまして、約150万円となっておりますけれども、この150万円が、今、先ほど申しました地方公共団体情報システム機構に支払います123円の手数料の額でございます。ですから、経費自体が、歳入自体、お金の流れはですね、申

しあげましたとおり、300円から123円を引かれた177円が入ってくるんですけども、ただ、だからといって、今までよりも歳入が減るということではなくて、歳出も含んだ上でこれだけの経費がかかるということでご説明申しあげておりますので、ちょっと私の説明の仕方が大変拙いので申しわけないんですけども、今よりも損するというということではないというふうにご解釈いただきたいと思います。以上です。

平川委員 すみません、もう1点ちょっと。ここで聞くことか、もしわかる範囲で、もしわかればお伺いしたいんですけども、民間のコンビニのコピー機で発行するっていうことになるんですけども、そのコピー機の中にその情報が残ってしまう可能性っていうのがちょっと心配されるんですけど、今、先ほど、今まで事故はないということだったんですけども、そのあたり、何かこう、聞いておられることとかありますか。

住民課長 もう1度、1ページのほうの資料からもう1度ご説明させていただきますと、1ページの2の下段のほうで、最後ですね、6番と7番のところになるんですけども、証明書のPDF化を行って送信するというところで、データで送るのではなくて、写真を送るような感じで考えていただいたらいいと思うんです。まあ言うたらファックスのような形で考えていただいたらいいと思うんです。そのファックスのようなものですね、今度、証明書交付センターから改ざん防止処理を施した上でコンビニエンスストアに流れていきまして、マルチコピー機から印刷されてきます。もしその方が印刷とりわすれたということになりましたら、情報が漏れる可能性はございますけれども、その方が自分が請求された通数を持ち帰っていただいたならば、それが、情報が残るということはなく、ファックスのような形でですね、それが印刷されたら終わっていくというふうに聞いております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員

意見ですけれども、やはり、先ほども申しあげましたように、こういった経由するところがたくさんあるということは、それだけ情報の漏出とか、そういった心配もふえるということで、私はこの導入については、利便性が高まるということだけではどうかなというふうに意見を持っています。

先ほど平川委員のほうからのところで説明のあった公民館での、ランニングコストと言ったらおかしいですけども、取得に1枚7,600円っていうようなことをおっしゃって、廃止の方向ということですけど、これは、利便性はがたと落ちるということですね、反対に。落ちるっていうのは、公民館で今まで、廃止すれば公民館で受け取りができなくなるという点ではね。だから、それは全国でとれるとか、大阪にお勤めの方って言うてもですけど、先ほど言いましたように、これについてはちょっと、もっと慎重にという意見を持っています。以上です。

委員長

ご意見ということで、伺っておきます。  
ほかにございませんか。

( な し )

委員長

それでは次に、斑鳩町地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の(6)斑鳩町地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、資料5、要綱案の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

今回の斑鳩町地域生活支援事業実施要綱の改正は、重度の障害により意思疎通が困難である障害者または障害児が入院した際における医療従事者との意思疎通について支援を行う重度身体障害者入院時コミュニケーション事業を新たに実施することに伴いまして、本要綱におきまして

所要の改正を行うものです。

次に、施行期日等でございます。この条例は、公布の日から施行します。

なお、要綱本文と新旧対照表の説明は省略させていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、斑鳩町地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。濱委員。

濱委員 すみません、具体的にちょっと説明をしていただきたいんですけども、町内の方がね、入院をされたら。どんなような形で支援をされるという、具体的なことを教えてください。

福祉課長 まず、今回、この要綱改正に至ったことの、まず現状なんですけれども、現在、重度の身体障害者の方で意思疎通が非常に困難な方、ご家族等であれば意思疎通が可能だけでも、また、普段来られている訪問介護事業者の職員であれば意思疎通ができるけれどもという方が、基本、対象となってくるわけなんですけれども、入院された場合、病院、医療従事者とそういった患者さんの意思疎通が非常に難しい、限られた方しか意思疎通ができません。現在、訪問介護事業者につきましては、入院時等の訪問介護は認められておりません。ですので、そういった方がですね、入院された場合、医療従事者との意思疎通が必要になってきますので、在宅に派遣している訪問看護員を病院に派遣できるようにする要綱改正でございます。

濱委員 現在困っておられる方というか、その方に対してこういう例ですけども、この条例改正をすると、この、今現在いらっしゃるという方以外でも、そういう方がいたら同じようになってしまうことですね。この条例改正

ね、支援をすると。そうしたら、例えば訪問介護者が、この今の例の方はいらっしゃいますけども、そういう方がいらっしゃる家族だけっていう方もありますね、疎通ができる。この重度の方ですよ。障害もいろいろな種類があっしてしているので、うまくできない方に対して支援をするということは、何て言ったらいいのかな、例えば、うまくお話ができないっていう方に対してどなたかが支援に入られるんですけども、例えば入院先が遠いところである方もあるでしょうし、いろいろな場面っていうのが出てくると思うんです、状況が。それは同じように対応されるということですね。この、今の例だけではないということですね。

委員長

暫時休憩いたします。

( 午前 11 時 31 分 休憩 )

( 午前 11 時 35 分 再開 )

委員長

再開いたします。

質疑、ご意見等ございませんか。

( な し )

委員長

では次に、各課から報告されるべきことはございませんか。

安藤住民課長。

住民課長

住民課より、個人番号の通知状況につきまして、ご報告申し上げます。

斑鳩町におけるマイナンバー通知カードの送付につきましては、11月21日土曜日から王寺郵便局により簡易書留により配達を始められており、12月7日月曜日現在で11,368通中11,365通、99.9%につきまして、第1回目の配達を終えたということでございます。

なお、第1回目の配達とは、配達に伺い、簡易書留を受け取った方と、配達時に不在で不在票をポストに入れた方の総数でございます。



残数は3通で、ポストがなく、不在のため、不在票を入れることができないなどの理由で第1回目の配達ができおりませんが、郵便局から再度訪問していただくこととなっております。

また、通知カードの郵便局での保管期限、1週間を過ぎた等の理由から町に返戻された通知カードは、12月7日現在、775通となっております。全体の6.8%となっております。

なお、通知カードの配達が始まった後の11月24日以来、連日、住民課には、窓口や電話において1日200件を超す問い合わせ・相談・苦情が寄せられておりますが、できる限り親切・丁寧な案内及び対応を心がけているところでございます。

また、役場に返戻された通知カードは、すみやかにお受け取りくださいと町広報紙及びホームページで繰り返し呼びかけていく予定でございます。

以上、個人番号の通知状況についてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 乾住民生活部長。

住民生活 2点目でございますけれども、斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出部長 支援事業についてでございます。この事業につきましては、平成25年の4月1日から、丘陵地にある地区と町内の大型店舗などを結ぶ3つのコースで週3日、生き生き号を運行してございまして、開始から2年8か月余りが経過をいたしてございまして、その間の乗車の状況につきまして、3コースとも、日曜日の乗車が火曜日と金曜日と比べて約2分の1から3分の1という状況でございまして、乗車されないという便もあるという状況でございます。また、先ほどの議案にもございましたように、町から社協が委託を受けております地域包括支援センターが来年度から町の直営となることに伴いまして、事業縮小による職員減によりまして運行に必要な体制を確保することが難しいということから、平成28年4月1日から、日曜日の運行をやめて、火曜日と金曜日の週2日に変更さ

せていただきたいと思います。

なお、この件につきましては、今月4日に開催されました斑鳩町社会福祉協議会の理事会におきまして議決をいただいております。また、今月17日の斑鳩町社会福祉協議会の評議委員会におきましてもそのように報告させていただく予定をいたしております。

以上、斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、以上、各課報告事項については終わります。続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けをいたします。

( な し )

委員長 それでは、私のほうから1点。  
今回、住民さんのほうからメールでですね、議会と役場のほうにですね、法隆寺駅周辺、路上喫煙を禁止する地域にはならないでしょうかという、問題提起というか、質問を受けたメールがございまして、今回、議員配布ということで皆さま方にお配りさせていただきました件ですが、それについても皆さん、ちょっと何かご意見、担当委員会が厚生常任委員会ですので、ご意見、思い等あればお聞かせいただきたいと思いますと思うんですけれども、ございませんか。 濱委員。

濱委員 私は新しい議員なんですけど、以前にもこういったことが論議されたって聞いているんですけど、前の論議ではどんなようなことになったん

でしょうか。

委員長

以前はごみのポイ捨ての関係ということで、ずっと厚生常任委員会として議論してきて、5年前にですね、アンケートもとらせていただきましたけど、そのときに、ちょっと路上喫煙禁止地区に関しての質問項目がなかったように思います。この5年間で、王寺ではそういう地区も設けられましたので、当委員会としても新たに検討してっていうか、勉強等をしてもいいのかなというようには、個人的には考えておりますけれども。そういう状況っていうか。ちょっと喫煙に関しましては、禁止区域ということに関しましてはあまり、条例等の勉強はしてきましたけれども、一定の答えっていうか、そういうことはあまり議論してこなかったという状況ですね。

平川委員。

平川委員

実態がどういうものなのかっていうのがちょっと把握をしないと、今後どう検討していくのかっていうところ、わからないので、やはり、調査するなり、ちょっと現状把握っていうのが必要かなというふうには思います。

委員長

ほかに、ご意見等ございませんか。 伴委員。

伴委員

ちょっと、このメールは議会だけに来ておったんですか。役場のほうにも来ていたん違うかなと私は思うんですが。もし来ていた場合は、その回答と、もし、来ていた場合です、回答はどうされたのか。もし、ちょっと教えてください。

委員長

栗本環境対策課長。

環境対策

課長

当町には、10月20日火曜日のメールで、駅周辺で歩きタバコが時間帯に、多い時間があると。その駅周辺を路上喫煙の禁止地区にはなら

ないのでしょうかというお問い合わせですね。要望であるよりお問い合わせみたいな形で当町のほうにも寄せられております。

当町の回答といたしましては、路上喫煙のほかに罰則を設けたポイ捨て禁止の条例を望む声もいただいておりますということで、種々検討はしているんですけども、やはりそういった罰則を設ける前に、議会でも、啓発が大事ではないのかというご意見等々があつて、11月8日にそういったポイ捨て禁止啓発キャンペーンも実施をします、雨天で中止にはなりましたが、この時点で回答したのは、11月8日にそういった議会と町と地域住民が一体となったキャンペーンを実施をしますというご回答をさせていただいております。以上です。

伴委員　　これ、私、思いますねんけどね、これ、委員長にですんけど、これ、新しい委員さんも非常に、今回なつて、今までの経緯、ちょっと聞かれたような格好ですし、この路上喫煙いうのも、これ、新たな項目になつてきているので、ちよつとこう、勉強会。たしか5年前も、何か勉強会をたしかやられた後、いろいろな形で動かれたと思うんですけど、もしあれやったら、何かこう、何かそういう勉強会の場つていうようなことをしていただいたらどうかなとは、私は思うんです。そのとき、理事者側の方にも入っていただいて、ちよつとそういうようなこと、私は提案させていただきます。

委員長　　ありがとうございます。  
ほかに、まだ、各。　平川委員。

平川委員　　私も今回初めてなので、ちよつとポイ捨ての条例の制定のことを過去にお願いしたこともあるつていう話は伺つたことがあつて、どういういきさつで、今、こういう形になっているのかつてことも含めて、現状どうなっているのか。タバコのことと必ずしも同じことではないとは思いますが、その辺、もう少しこう、勉強してもいいかなというふうには思います。

委員長 先ほど言いましたけれども、5年前の平成22年の7月から8月にかけて、ちょっと、自治会長と環境保全委員さんの方、210名ぐらいの方にアンケート調査とらせていただいて、80%、78%近い回答率いただいたんですけども、5年前の住民さんの意識調査というか、そういうちょっと古いデータですので、厚生常任委員会として勉強会をしていくと。またそこに合わせまして、そういう今の住民さんの、5年たって、王寺町でちょっと変化もありまして、そういう意識調査っていうのをもう一度厚生常任委員会としてもさせていただきたいなというふうに思います。

つまりですね、勉強会と、それに伴うアンケート調査をとらせていただく。それを踏まえて、さらに詳しく委員会として検討していくとか、勉強させていただくということで、ような取りまとめでも大丈夫ですかね。

暫時休憩します。

( 午前11時45分 休憩 )

( 午前11時48分 再開 )

委員長 再開いたします。

また各委員さんのほうからちょっとご意見を賜りたいなと思いますので、順にちょっと聞かせていただきたい。どうぞ、奥村委員。

奥村委員 今のタバコのポイ捨てのその現状をまずしっかりと掌握していくっていうことと、それとまた、先ほど伴委員おっしゃられましたように、勉強会、まず開催していただけたらと思っておりますが。

委員長 はい、わかりました。

順番にいきましょう。平川委員。

平川委員 今の委員会のメンバーがかわっても、それをこう、引き継いでいくっていうことは可能なわけですよ。だから、時期を今に、このメンバーでやるのか、次のメンバーでやるのかっていうようなことは置いておいて、厚生常任委員会として進めていくっていいんじゃないかなっていうふうには思いますが。現状把握、勉強会も含め、まだ調査をするっていうことについても、委員会としてやっていくってことで、このメンバーにこだわる必要ないかなっていうふうに思います。

委員長 井上委員。

井上委員 同じですわ。厚生常任委員会のほうで、そのまま引継ぎ事項として進めるのもええし、それと、このメンバーで引き続きいく人も、勉強会って話を開くのもいいと思います。何も問題ありません。

委員長 濱委員、どうぞ。

濱委員 同じです。委員会としてね、やっぱり住民の皆さんの声っていうものをお聞かせ願って。やっぱり5年前のときとは、やっぱり皆さん、それぞれ状況も変わっているのでね、ぜひとも聞かせていただいて、勉強させていただきたいと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 私は正直言って、今のメンバーである一定の結論を出すべきやと思います。やっぱりメンバーがかわれれば、何て言うか、次のメンバーを拘束させてしまう、そういう部分も僕はあると思いますので、やはりある一定の結論というのをこの期間に何らか出していくということが僕は大切やと、このように思っております。

委員長 皆さま、勉強会に関しましては、この任期中でもオーケーということ

で、今、確認をさせていただきました。アンケート、はっきりとちょっとアンケートに絞っていきますと、今、はっきりと、お2人だったと、濱委員も、アンケート調査についてはやぶさかではないというか、賛成ということでご意見をいただきました。

アンケートにつきましては、次の委員さんに参考資料として渡せるように、今年度の任期の私たちがちょっと担当課と調整をさせていただいて、取りまとめて、参考資料として、厚生常任委員会の、次の、来年の方々にも参考資料としてお渡しできるような状態で、今年度中、ちょっとできるかどうかは担当課との調整、時期的にも、年末、年度末という状況もありまして、難しいかもしれませんが、担当課とちょっと調整をさせていただくということで、この件に関しましてはそのように取り組みさせていただく。また、委員会としても、今後、ポイ捨て禁止啓発にも取り組んでいくということで、引き続き調査・研究をさせていただくということで取りまとめをさせていただいても大丈夫ですかね。

暫時休憩いたします。

( 午前11時51分 休憩 )

( 午前11時59分 再開 )

委員長 再開いたします。

では、この件につきましては、同じ内容のメールが町にも届いておりますので、町の考え方を回答しているということですので、委員会としては、今、ポイ捨ての禁止の啓発にも取り組んでおりますので、引き続き調査・研究をしていくということで、勉強会を開催させていただくということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、この件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、継続審査案件について、お諮りをさせていただきます。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、これをもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。

皆さま、お疲れさまでした。

(午後0時03分 閉会)